

盛岡広域環境組合ニュース



組合のホームページ

〒020-8531 岩手県盛岡市若園町2番18号 TEL.019-613-7653/FAX.019-623-5553

管理者あいさつ



盛岡広域環境組合
管理者 内館 茂

盛岡広域環境組合広報紙の創刊に際し、ごあいさつを申し上げます。

盛岡広域環境組合は、盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町のごみ焼却施設の整備や運営を共同で行うため、令和5年2月1日に設置した一部事務組合です。

設置から1年が経過し、現在組合では、新しいごみ焼却施設の整備予定地の調査や、ごみ処理に関する計画の検討などを行っており、また、有識者や住民代表者の方々に構成する施設整備検討委員会において、新しいごみ焼却施設の規模や仕様などについての調査審議をいただいております。

住民の皆さまからは、今日まで、ごみ処理広域化や施設整備に関する様々なご意見、ご質問をお寄せいただきました。今後におきましても、環境影響評価などの各段階で、住民の皆さまに丁寧に説明するとともに、ご意見をしっかりと受け止め、双方向のコミュニケーションを大切にしながら事業を進めてまいります。

新しいごみ焼却施設は、令和14年度の稼働開始を目指しておりますが、これと並行し、ごみの減量・資源化をさらに推し進めていく必要があると存じております。

圏域における循環型社会の形成に向けて、住民の皆さまとともに歩みを進めていきたいと考えておりますので、引き続きご協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。

なぜ「ごみ処理広域化」?

ごみ処理の広域化とは、ごみ処理に要する費用の低減や、環境負荷の軽減などを目的として、複数の市町村でごみ処理施設を集約化し、ごみを共同で処理することをいいます。

盛岡広域環境組合では、盛岡インターチェンジ付近(盛岡市上厨川地区)を整備予定地として、新しいごみ焼却施設の整備を進めており、令和14年度の稼働開始を目指しています。

なぜ、ごみ処理広域化が必要なのか、ごみ処理の現状や課題とあわせて簡単にまとめました。

(1) 現在のごみ焼却施設(6施設)の老朽化が進んでいる

8市町(盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町)には、現在6つのごみ焼却施設があります。ごみ焼却施設は、一般的に、建設してから約20年使用することができると言われていますが、この6つのごみ焼却施設のうち、最も新しい施設でも建設から約20年が経過しています。

8市町のごみ焼却施設	竣工年	経過年数	令和14年
① 盛岡市クリーンセンター	平成10年	25年	35年
② 八幡平市清掃センター	平成10年	25年	35年
③ 滝沢清掃センター	平成14年	21年	31年
④ 葛巻町清掃センター	平成5年	30年	40年
⑤ 岩手・玉山清掃事業所ごみ焼却施設	平成9年	26年	36年
⑥ 盛岡・紫波地区環境施設組合清掃センターごみ焼却施設	平成15年	20年	30年

(3) ごみの焼却処理に伴う環境負荷の軽減が必要

ごみの焼却処理は、電気、燃料などのエネルギーを消費し、二酸化炭素の排出が伴います。様々な分野で地球温暖化や気候変動を防ぐことが課題となっている昨今、ごみ焼却施設にも、温室効果ガスの排出抑制が求められています。

既存の6つのごみ焼却施設をそれぞれ更新した場合と、1施設に集約化した場合を比較すると、1施設に集約したほうが二酸化炭素の排出が少ない試算結果となっています。これは、一定の規模の施設に集約することで安定した燃焼を保つことができ、燃料の消費を抑えることができるためです。また、安定した燃焼によって効率良く熱回収を行うことができるため、より環境負荷の軽減が見込まれます。

(2) ごみ焼却施設には多くの費用がかかる

ごみ焼却施設は、日々の点検や修繕によって、適正な機能を確保しながら稼働しており、多くの費用がかかっています。また、点検・修繕をしても、いずれは建て替えが必要となり、多額の費用が必要となります。既存の6つのごみ焼却施設を1施設に集約化することで、6施設をそれぞれ更新するよりも、施設の整備費、運転管理費とも低減化が図られることになります。



ごみ焼却施設の整備

新しいごみ焼却施設は令和14年度の稼働開始を目指していますが、施設建設に着手する前に、施設の規模や採用する技術の検討、土地の調査、環境影響評価などを行い、周辺環境に配慮し、経済性・効率性に優れた、安全・安心な施設の整備を進めていきます。

● 施設整備のスケジュール

	令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
施設整備基本計画の策定 施設整備予定地の土地の調査	■									
環境影響評価	■									
施設を整備する事業者の選定		■								
施設的设计、建設					■					施設稼働

施設整備基本計画の策定

令和5年度、6年度の2年間をかけて、新しいごみ焼却施設の整備に向けた基本方針、施設規模、ごみ処理方式など、施設の基本的な事項についての方針を取りまとめる「施設整備基本計画」の策定を進めています。

● 施設整備検討委員会

計画の策定に当たっては、学識経験者や住民代表で構成する「施設整備検討委員会」を設置し、各委員の専門的な知見に基づく検討を行っています。

委員会は、令和6年度までに全8回の開催を予定しています。

● これまでの開催状況

【第1回 令和5年7月5日】

県央ブロックごみ処理広域化のこれまでの経緯と現状等について報告し、施設整備検討委員会の議題及びスケジュールについて協議しました。

【第2回 令和5年10月3日】

施設整備に係る基本方針、施設規模、ごみ処理方式に係る一次選考について協議しました。

● 計画策定に向けた検討スケジュール

検討事項	令和5年度			令和6年度			
	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
施設整備に係る基本方針	■						
施設規模	■						
ごみ処理方式(1次～3次)	■						
環境保全計画		■					
施設配置・動線計画		■					
建築計画(煙突高・耐震基準)		■					
余熱利用計画			■				
取りまとめ						■	■

組合議会の結果

盛岡広域環境組合議会は、これまで令和5年4月の臨時会、同年11月の定例会と2回の会議を開催しました。組合の事業は、8市町から選出された議員に承認をいただきながら進めています。各会議の詳細は組合ホームページをご覧ください。

● 令和5年4月議会臨時会

令和5年4月10日に開催し、正副議長の選挙を行ったほか、令和5年度予算、組合議会定例会の回数を定める条例など管理者提出議案21件が可決されました。また、議員発議として議会の個人情報保護に関する条例など4件の提案が可決されました。

● 令和5年11月議会定例会

令和5年11月17日に開催し、令和4年度一般会計決算が認定されました。



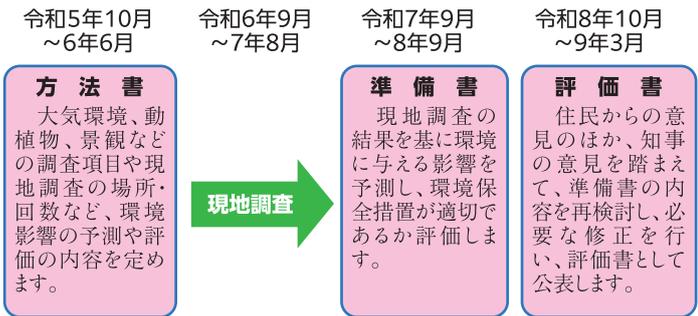
組合議会のページ

ごみ焼却施設の整備に伴い、岩手県環境影響評価条例に基づく環境影響評価(環境アセスメント)の手続きを実施します。

● 環境影響評価制度とは

大規模な開発事業などの実施により周辺の環境にどのような影響を及ぼすか、あらかじめ、事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して、住民、知事、市町村長などの意見を聴き、それらを踏まえて環境保全の観点から、よりよい事業計画を作り上げ、環境への影響をできるだけ少なくするための手続きです。

● 手続きの流れ(予定)



※「方法書」と「準備書」の段階では、住民説明会を開催するとともに、住民の皆さまからのご意見を伺います。

● 環境影響評価方法書の縦覧

組合では、岩手県環境影響評価条例に基づき、「(仮称)盛岡広域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書」を作成しましたので、次のとおり公告します。

事業者	名称 盛岡広域環境組合管理者 内館 茂 所在地 盛岡市若園町2番18号(盛岡市若園町分庁舎1階)
対象事業	名称 (仮称)盛岡広域ごみ処理施設整備事業 種類・規模 ごみ処理施設(一般廃棄物処理施設) 処理能力 438t/日
対象事業実施区域	盛岡市上厨川字川原地内ほか(約5.0ha)
関係地域の範囲	盛岡市、滝沢市
縦覧	場所 盛岡広域環境組合、盛岡広域振興局、盛岡広域8市町庁舎、盛岡市土淵地区活動センター(開庁・開館時のみ) 期間 令和6年2月1日(木)から令和6年3月1日(金)まで

意見書の受付

方法書についてご意見をお持ちの方は、下記の期日までに意見書をお寄せください。意見書には、住所、氏名、方法書の名称、意見を明記し、意見書箱に投函または、下記まで郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかで送信してください。

提出期限 令和6年3月15日(金)(当日消印有効)
 提出・問合せ先 〒020-8531 盛岡市若園町2番18号(盛岡市若園町分庁舎1階)
 盛岡広域環境組合 施設課
 TEL 019-681-0753 FAX 019-623-5553
 E-mail sisetu@morioka-env.jp

詳細は、組合ホームページの施設整備事業のページをご覧ください。



施設整備事業のページ

● 方法書に関する住民説明会

方法書に関する住民説明会を開催します。日程や会場については、組合ホームページでお知らせします。



● 方法書について

組合では、環境影響評価方法書の手続きを進めています。その主な内容と、方法書の縦覧・住民説明会についてお知らせします。

環境影響評価項目(主なもの)	
自然的構成要素に関する項目	大気質、騒音、振動、悪臭、水質、日照障害、電波障害
人と自然との豊かなふれあいの確保に関する項目	景観
環境への負荷の量に関する項目	廃棄物等、温室効果ガス等

● 現地調査の内容

現地調査は、施設整備予定地を中心に影響が想定される範囲において、各評価項目について令和6年の夏ごろから、1年間(四季)を通じて調査を実施する予定です。

Q.1 新しいごみ焼却施設の規模はどの程度？

A 新しいごみ焼却施設の規模は、人口減少とごみの減量の取り組みを考慮すると、1日あたり398トン焼却する能力が必要です。また、災害廃棄物の受け入れを考慮して40トンを加え、1日あたり438トンの焼却能力が必要であると考えています。8市町の現在の6施設の処理能力の合計は1日あたり753トンであるため、これと比較すると処理能力は小さくなります。

Q.2 ごみ焼却施設の整備予定地はどうやって決めたの？

A ごみ焼却施設の整備予定地は、主に次の経過により選定されました。

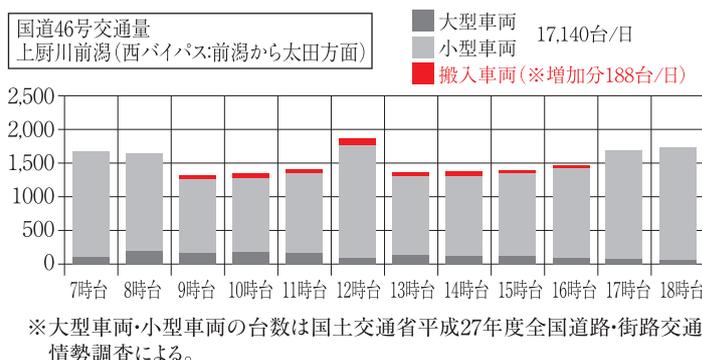
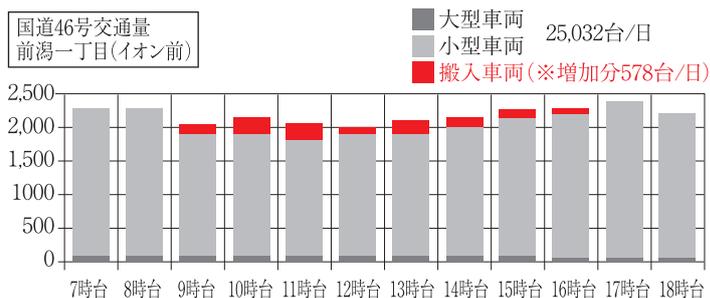
主体	時期	内容
県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会(8市町と関係する一部事務組合による組織)	平成27年1月	県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想を策定し、盛岡市内に施設を整備する方針とした。
県央ブロックごみ処理施設整備候補地検討委員会(学識経験者、住民代表、関係団体役員による組織)	平成27年9月から 平成29年3月まで	第1次選定から第4次選定までで会議や現地調査を行い、466か所の候補地を3か所まで絞り込む。 保安林区域や土砂災害危険箇所を候補地から除外したほか、アクセスのしやすさ、収集・運搬の効率性などによる評価を行った。
県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会	令和3年3月	『盛岡インターチェンジ付近』を整備予定地として選定

Q.3 ごみ焼却施設周辺で大気汚染が発生するのでは？

A ごみ焼却施設の排ガスは、国により示された基準を下回る必要があります。また、施設を整備する地域との話し合いにより設定する基準(自主基準)を守り、周辺の大気の状態を定期的に測定し、データをお知らせしながら、施設運営を行っていきます。

Q.4 ごみ収集車が増えて交通渋滞が起きるのでは？

A 現在の推計では、新たなごみ焼却施設へ搬入を行うごみ収集車は、1日当たり578台増加すると算定しています。現在の交通量に対し1~2%増加すると見込まれます。今後実施する環境影響評価の中でより詳細な推計を行い適切な対策を講じていきます。



Q.5 ごみの分別は変わるの？

A 8市町は、ごみ処理広域化に係る基本的事項について協定を締結しました。分別については、盛岡地域のルールを基本としつつ、各市町の資源化の取り組みを継続するものです。

Q.6 温室効果ガスの削減が必要なのにごみを焼却するの？

A 8市町が連携し、プラスチックの分別・資源化に取り組み、化石燃料由来の物質の焼却量を減らすことで、温室効果ガスの排出抑制を目指します。

なお、紙・生ごみ・草木を焼却するときに発生する二酸化炭素は、植物が成長する過程で大気中から吸収したものに由来し、吸収分と排出分が相殺されることから、二酸化炭素の排出量には含めないこととされています。これらのごみについても連携しながら、減量に取り組むものです。